

2001年11月8日
(平成13年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横尾裕夫

国民健康保険被保険者資格証明書交付業務に係る個人情報を目的外利用
すること及び目的外利用することに伴う本人通知の省略について（答申）

2001年（平成13年）10月19日付けで諮問された、国民健康保険被保険者資格証明書交付業務に係る個人情報を目的外利用すること及び目的外利用することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定による、目的外利用の必要性を認める。
- (2) 同条例第9条第3項の規定による本人に通知しないことの合理的理由があると認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、国民健康保険被保険者資格証明書交付業務に係る個人情報を目的外利用する必要性及び本人に通知しないことの合理的理由は、次のとおりである。

(1) 目的外利用する必要性について

国民健康保険法が改正され、平成12年4月1日から保険者である市町村は、保険料を1年以上滞納している世帯に対し、被保険者証の返還を求め、被保険者資格証明書（資格証）を交付することが義務づけられた。あわせて、当該保険料をその納期限から1年6ヶ月を経過するまでの間に納付しない場合には、保険給付の全部又は一部の支払いを差し止め、その後も引き続き納付しない場合には、当該保険給付の額から滞納している保険料額を控除することができることとなった。

本市では、資格証に該当することが予想される世帯主に対して、本年11月に被保険者証返還等請求予告通知書を送付して対象者を絞り込み、2002年2月1日に資格証を交付する予定で準備をすすめている。

この制度の目的は、あくまで悪質な滞納者対策であるため、国民健康保険法では、特別な事情等がある場合や老人保健法の規定による医療等を受けることができる者は、市長に届書を提出することで、資格証の対象者からはずすことができるが、公簿で確認すればこの届書を省略できることとなっている。

本市が行っている市単独事業として、福祉医療証、障害者等医療証、高齢者医療証、小児医療証を交付する4事業があり、「藤沢市国民健康保険料滞納者の被保険者証等の取り扱いに関する要綱」には、これらの交付者で保険料滞納者については、届出を求めることとなっており、公簿で確認できるときは、この届出を省略することができることとなっている。

世帯主からの届出による確認では、何らかの理由によって届出が漏れた場合、「資格証」が交付されてしまうので、結果として不利益を与えることになる。また、後日届出がされた場合、国民健康保険給付の一つである療養費の返還業務に混乱を招く恐れがある。

従って、世帯主からの届出を省略し「資格証」交付対象者から4事業の適用者を除くことを目的に、個人情報をも目的外利用することが必要となる。

(2) 本人に通知しないことの合理的理由について

4事業の対象者は、約31,400人と非常に多く、各人に通知を行うには相応の費用や事務量が必要とされることから、「資格証」交付業務を処理する効率性が著しく損なわれることとなること及び当該名簿の目的外利用は、本人が届け出る手間を省くことを意図するものであり、通知を省略することによって本人に不利益を与えないことから、目的外利用する旨を当該本人に通知しないことの合理的理由がある。

3 審議会の判断理由

(1) 目的外利用する必要性について

悪質な滞納者をなくしていくことを目的に、国民健康保険法の改正が行われ、「資格証」が交付されようとしているが、同法では特別な事情や老人保健法の規定による医療等を受けることができる者は、その対象者から外すこととなっており、それには世帯主が市町村に届出しなければならないとしているが、公簿で確認できるときはこの届出を省略できることとなっている。

市の単独事業である福祉医療証、障害者等医療証、高齢者医療証、小児医療証の4事業の医療証交付者について、「資格証」の交付対象者から外すために、

本人の届出の代わりに公簿を確認するため、個人情報をも目的外利用することについては、合理的理由があると認める。

(2) 本人に通知しないことの合理的理由について

4事業の対象者は、約31,400人と非常に多く、実施機関が各人に通知を行うには相応の費用や事務量が必要とされることから、「資格証」交付業務を処理する効率性が著しく損なわれること及び当該名簿の目的外利用は、本人が届け出る手間を省くことを意図するものであり、通知を省略することによって本人に不利益を与えないことから、目的外利用する旨を当該本人に通知しないことの合理的理由がある。

以 上